地方税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによる。以下道府県民税について同じ。)の道府県民税について、次の表の上第三条 法人(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)	第一条の八 削除	(法人の市町村民税に関する規定の都への準用) 第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条のの存するで、第十条の二の八
第三条 同上(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)	(更正の請求の手続) 第一条の八 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定により更正の請求の手続、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した。 「更正の請求の手続)」 「更正の請求の手続)」 	第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区

(L) (7)(7) (<u>Fi</u>) (四) (-)ができる。 ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めること ものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得 の処分等の足 府県民税の由 七条第一項の 条第二十八百 る同条第二上 四項の道府県 係る修正申生 (政令第九冬 利子割額の 外国の法人 均等割申告 法人税に係 課税標準の 確定申告書 申 ŧ Ē É Ì

告書等の種類	様式	同上	同上
1書及び中間申告書並びにこれらに	第六号様式(別表一	→ 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに	第六号様式(別表一
-告書(法第五十三条第一項及び第	から別表四の三まで	係る修正申告書(法第五十三条第一項及び第	から別表四の四まで
2県民税の申告書並びにこれらに係	(別表三から別表四	四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係	
十二項の道府県民税の申告書)	の二の七までを除く	る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	
	°		
略		略	
[人税等の額の控除に関する明細書]	第六号様式(別表三		
(条の七第二十七項の書類)	から別表四の二の七		
	まで)		
の明細書 (法第五十三)	第六号様式別表四の	例 利子割額の都道府県別明細書 (法第五十三	第九号の二様式
項の書類)	四及び第九号の二様	条第二十八項の書類)	
	式		
-の分割に関する明細書(法第五十	第十号様式	団 課税標準の分割に関する明細書 (法第五十	第十号様式
(の課税標準の分割に関する明細書		七条第一項の課税標準の分割に関する明細書	
		Ú	
告書(法第五十三条第十九項の道	第十一号様式		第十一号様式
申告書)		府県民税の申告書)	
係る確定申告書の提出期限の延長	第十二号様式	出法人税に係る確定申告書の提出期限の延長	第十二号様式
届出書(法第五十三条第四十四項		の処分等の届出書(法第五十三条第四十五項	

及び第四十五項の届出書)

2 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二略

げる事項とする。 2 法第五十三条第三十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

三 法第五十三条第三十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の一及び二 略

四及び五 略

詳細

(法第五十三条第四十二項の書類等の保存)

間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとするの規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人はの規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人はの規定による控除、同条第三十九項第

(法第五十三条第四十四項の届出)

第二条の三の二 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法

及び第四十六項の届出書)

2 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二略

2 法第五十三条第三十八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

一及び二 略 げる事項とする。

三

法第五十三条第三十七項に規定する事実の生じた日及び当該事実の

詳細

四及び五 略

(法第五十三条第四十三項の書類等の保存)

間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとするされた利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課の規定による充当又は同条第四十一項の規定による控除、同条第四十項 第三条の三 法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第四十項

(法第五十三条第四十五項の届出

第七十四条第一項(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)|第三条の三の二 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法|

第五十三条第四十四項の規定による届出をしなければならない。号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各

一~三略

(法第五十三条第四十五項の届出)

一〜三略

定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。

第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各

一〜三略

〈法第五十三条第四十六項の届出)

第三条の三の三 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の三の三 法第五十三点 新聞内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の 二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げ この承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げ る処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三 を第四十六項の規定による届出をしなければならない。

〜三 略

2

定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 定による届出をしなければならない。 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十条の二十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十条の二十二条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二条第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二条第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二条

~三 略

一~三略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

第三条の四 略

略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は 三協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象 をの二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三におい 条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三におい をの二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三におい をの二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三におい をの二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三におい をのこのであることを明らかにする書類

(法第五十三条の二の更正の請求の手続)

務官署の更正の通知がされた日を記載した書類を事務所又は事業所所在人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつた国の税第三条の四 法第五十三条の二の規定により更正の請求をしようとする法

地の道府県知事に提出しなければならない。

徴収猶予の申請書類)(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

第三条の四の二略

掲げる書類とする。
2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に

一略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は 三 法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の四において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の四においる協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税額に基づであることを明らかにする書類

三

三

略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

た法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地下この条及び第三条の四の四において同じ。)に規定する申立てをし一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以

二~四略

2及び3

略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第三条の四の三略

道府県民税の徴収猶予の申請書類

一略

に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす 類に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立て 初に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立て 京計しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第 正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知

第三条の四の三 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

下この条及び第三条の四の五において同じ。)に規定する申立てをし租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以

代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 一 四 略

た法人の名称、

2及び3略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第三条の四の四略

道府県民税の徴収猶予の申請書類

掲げる書類とする。
2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に

略

に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす 初に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立て 初に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立て 東正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第 更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第

三

略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四略

2及び3 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

第三条の六 でに行うものとする。 受けた金額の支払 府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を 減少したときは、 法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は 十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、 若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五 利子割額に相当する金額 り充当し、 合を除く。)の規定により控除し、 十一条第一項 の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項(法人税法第七 る場合には当該相殺後の金額の支払)は同表の下欄に定める月の末日ま の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場 又は同条第四十項 道府県は、 (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。 当該増加し、 (法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われ 次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人 (同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項 の規定により還付し、 又は減少した額を含む。)のうち他の道 法第五十三条第三十九項の規定によ 若しくは充当した

略

2及び3 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知

第三条の四の五略

2及び3 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

第三条の六 受けた金額の支払 でに行うものとする。 る場合には当該相殺後の金額の支払)は同表の下欄に定める月の末日ま 府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を 減少したときは、 法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は 十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、 若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五 利子割額に相当する金額 り充当し、 合を除く。)の規定により控除し、 十一条第一項 の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項 の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場 又は同条第四十一項の規定により還付し、 道府県は、 (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。 当該増加し、 (法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われ 次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法 (同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項 又は減少した額を含む。)のうち他の道 法第五十三条第四十項 若しくは充当した (法人税法第七 の規定によ

略

2及び3

略

(政令第二十一条の五の額)

一及び二略

一及び二 略

(政令第二十一条の六の額)

第四条 政令第二十一条の六第一項に規定する総務省令で定めるところに まり算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定 より算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定 する。

一及び二略

規定する特定株式等(以下本項において「特定株式等」という。)につ算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に2 政令第二十一条の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより

いて、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計

一及び二略

額とする。

(法第七十二条の三十三の二の更正の請求の手続)

事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。 とする法人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつ とする法人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつ とする法人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつ

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

猶予の申請書類

第五条の二略

掲げる書類とする。 2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割 二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同 世。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の 四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の 四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一位。)の対象であることを明らかにする書類 に。)の対象であることを明らかにする書類

三

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定め

た法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地。以下この条及び第五条の五において同じ。)に規定する申立てをし一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう

略

猶予の申請書類

第五条の三略

掲げる書類とする。
2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に

略

一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の用表に表の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の一方に対ける更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであることを明らかにする書類
 一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類
 一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ、第五条の一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ、第五条の二十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割と、第2000年

三略

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の四 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定め

た法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地。以下この条及び第五条の六において同じ。)に規定する申立てをし租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう

二~四 略

2 及 び 3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

事業税の徴収猶予の申請書類

第五条の四

政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、 次に

掲げる書類とする。

_ に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす 結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立て 割額若しくは付加価値割額が、 額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得 十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割 租税特別措置法第六十八条の八十八第

三 略

る書類

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知

第五条の五

2 及 び 3 略

(売上総利益金額の算定方法)

第六条の三 政令第三十五条の二第一項の売上総利益金額は、 売上高から

> 2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

事業税の徴収猶予の申請書類

第五条の五 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、 次に

掲げる書類とする。

法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割

割額若しくは付加価値割額が、 額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得 租税特別措置法第六十八条の八 八十八第

結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立て に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす 十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連

る書類

三 略

第五条の六 略

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知

2及び3 略

(売上総利益金額の算定方法)

第六条の三 政令第三十五条の三第一項の売上総利益金額は、 売上高から

売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等)

第六条の四 する文書を添付 よつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証 しようとする法人は、 法第七十二条の四十八の二第四項の規定による更正の請求を 同条第五項に規定する更正請求書に次項の規定に しなければならない。

売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等)

第六条の四 する文書を添えて関係道府県知事に提出しなければならない。 よつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証 しようとする法人は、 法第七十二条の四十九第四項 次に掲げる事項を記載した文書 の規定による更正の請求を に次項の規定に

- 請求をする法人の名称及び所在地
- つては、 代表者 法の施行地における経営の責任者) (法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しな の氏名 法人にあ
- 三 更正の対象となる事業年度及びその 付加価値額 資本金等の 額
- 得若しくは収入金額又は事業税額 所
- 兀 更正後の付加価値額、 資本金等の 額 所得若しくは収入金額又は事

2及び3 略

業税額

(更正請求書の様式)

2 及 び 3

略

第六条の五 法 人が更正の請求をしようとする場合において、 法第二十条

の九の三 |第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求

三様式、 は、 道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号 市町村民税については第十号の四様式によるものとする

(更正の請求書の様式)

第六条の五 書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号 の三様式、 条の二又は前条第一項の規定により提出しなければならない書類又は文 第三条の四 市町村民税については第十号の四様式によるものとする。 法人が更正の請求をしようとする場合において、 第十条の の六において準用する場合を含む。 第 条の八 第五

(申告書の付記事項)

しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記

一 所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項(同法第百六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。以下「事定により算定した金額(農業に係る金額を除くものとする。以下「事定により算定した金額(農業に係る金額を除くものとする。以下「事業所得等の金額」という。)のうちに次に掲げる金額を有する者にあつては、その金額

イ及びロ 略

↑ 法第七十二条の四十九の十三の規定により控除すべき金額

二略

及びその青色事業専従者に支給した給与の総額受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名た親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつ

は、その金額十九の十二第八項の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつて三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうちに法第七十二条の四

する者にあつては、その金額 四 法第七十二条の四十九の十二第九項に規定する譲渡損失の金額を有

五~八 略

(申告書の付記事項)

第七条の二 同上

一同上

イ及びロ 略

ハ 法第七十二条の四十九の九 の規定により控除すべき金額

二略

及びその青色事業専従者に支給した給与の総額受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名た親族につき法第七十二条の四十九の八第二項後段の規定の適用を所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつ

は、その金額十九の八第八項」の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつて三一前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうちに法第七十二条の四

する者にあつては、その金額

法第七十二条の四十九の八第九項

に規定する譲渡損失の金額を有

几

五~八 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、 やむを得ない事 げる様式(個人 それぞれその下 めることができ

第十条 同上

(市町村民税に係る申告書等の様式)

一条 一計画本目形はていて、次の妻の上欄は掛に	中生書等 <i>の</i>	第十条	
てれぞれその下欄に定めるところによるものとする。	る。ただし、別表に掲		
ける様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができな	によることができない		
やむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、	大臣は、別にこれを定		
めることができる。			
申告書等の種類	様式	同上	同上
略		略	
の 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに	第二十号様式(別表	面確定申告書及び中間申告書並びにこれらに	第二十号様式(別表
係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一	一から別表四の三ま	係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一	一から別表四の三ま
項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこ	で(別表三から別表	項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこ	で
れらに係る同条第二十二項の市町村民税の申	四の二の五までを除	れらに係る同条第二十二項の市町村民税の申	
占書)	<u>√°)</u>)	告書)	
略		略	
外国の法人税等の額の控除に関する明細書	第二十号様式(別表		
(政令第四十八条の十三第二十八項の書類)	三から別表四の二の		
	五まで)		
の 課税標準の分割に関する明細書(法第三百	第二十二号の二様式	(7) 課税標準の分割に関する明細書(法第三百	第二十二号の二様式
二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関		二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関	
する明細書)		する明細書)	
(ザ) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十	第二十二号の三様式	の 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十	第二十二号の三様式
九項の道府県民税の申告書)		九項の道府県民税の申告書)	

(九)

 (\vec{r})

(<u>Fi</u>)

(+)

略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 務大臣は、 れその下欄に定めるところによるものとする。 式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、 の規定にかかわらず、 の存する区域内において法人に対して課する都民税については、 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区 別にこれを定めることができる。 次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、 。ただし、 別表に掲げる様 それぞ 第一条 総

(-)規定により準用される法第三百二十一条の八 にこれらに係る同条第二十二項の申告書) 第一項及び第四項の市町村民税の申告書並び 係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに 申 告 書 等 \mathcal{O} 種 類 第六号様式 の二の七までを除く から別表四の三まで (別表三から別表四 様 (別表 式

2 { 4 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 同上

十三条第二十八項の書類)		略	にこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第一項及び第四項の市町村民税の申告書並び	規定により準用される法第三百二十一条の八	係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の	☆ 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに	
	第九号の二様式			表四の二	及び第二十号様式別	から別表四の四まで	第六号様式(別表一	同上

(<u>Fi</u>)

利子割額の明細書

(法第七百三十四条第三

項の規定により準用される法第五十三条第二

四及び第九号の二様

式

第六号様式別表四

様式別表四の二

項の書類

書類)

用される政令第四十八条の十三第二十八項の

まで)

及び第二十号

から別表四の二の七

第六号様式

(別表三

(政令第五十七条の二第一項の規定により準

、国の法人税等の額の控除に関する明細書

略

(四)

略	、次に掲げる書類とする。	2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は	様式は、第二十二号の二の二様式とする。	第十条の二の六 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の	徴収猶予の申請書類)	(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の							2 略	第十九項の道府県民税の申告書)	規定により準用される法第三百二十一条の八	出 均等割申告書(法第七百三十四条第三項の	に関する明細書)	三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割	三十四条第三項の規定により準用される法第	
						る法人の市町村民税の										第十一号様式				第十号様式
_	\ \/ /*	2 11/2	様士	第十名	徴	() #0	る。		三夕	に	第十名	<u>;</u>	2 m⁄z			(六)				(<u>Fi</u>)
略	次に掲げる書類とする。	政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は	様式は、第二十二号の二の二様式とする。	第十条の二の七 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の	徴収猶予の申請書類)	(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の		と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとす	三条の四中「法第五十三条の二」とあるのは「法第三百二十一条の八の	により更正の請求をする場合について準用する。	第十条の二の六 第三条の四の規定は、法第三百二十一条の八の二の規定	法第三百二十一条の八の二の更正の請求の手続)	略	第十九項の道府県民税の申告書)	規定により準用される法第三百二十一条の八	均等割申告書(法第七百三十四条第三項の	に関する明細書)	三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割	三十四条第三項の規定により準用される法第	課税標準の分割に関する明細書(法第七百
		務省へ		の規		る法し		と読み	第三百	この場合において、	十一条					第十一号様式				第十号様式

三略

市町村民税の徴収猶予の申請書類)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

様式は、第二十二号の二の二様式とする。第十条の二の七 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は

次に掲げる書類とする。

- 法人をいう。)が同項の申立てをしたことを証する書類 連結親法人 (法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親
- 号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特の法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人 こま一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象で が条において同じ。)との間の相互協議(法第三百二十一条の十一の 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。 次条において同じ。)との間の相互協議(法第三百二十一条の十一の 次条において同じ。)との間の相互協議(法第三百二十一条の十一の 本ることを明らかにする書類

三略

市町村民税の徴収猶予の申請書類)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

2.女会等四十八条の一届の四等三頁に見ぎたる窓路介でごうな書頁、様式は、第二十二号の二の二様式とする。 様式は、第二十二号の二の二様式とする。

- 、次に掲げる書類とする。

 2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は
- 連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る 税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特 税割額では更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特 連結親法人(法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する書類

号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを

明らかにする書類

、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類ときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当する

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の八 法第三百二十一条の十三第二項の従業者とは、第三条の

五に規定する従業者をいう。

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の九

略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の十

略

明らかにする書類

ときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当する

保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

〈課税標準の分割の基準である従業者の定義〉

第十条の二の九 法第三百二十一条の十三第二項の従業者とは、第三条の

五に規定する従業者をいう。

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の十略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の十一略